平成２９年（フ）第２３７号
沖縄県那覇市若狭３丁目28番６号
債務者　我那覇　直
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７８号
北海道小樽市最上１丁目23番11号　レオパレス小樽第２Ａ棟205号室、前住所北海道小樽市塩谷１丁目14番５号　塩谷Ｃ住宅５棟
債務者　奥村　　貢
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７２号
北海道勇払郡厚真町字厚和241番地の13
債務者　池田　明美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８８号
茨城県龍ケ崎市佐貫町425番地37　コーポイズミ102号室、前住所茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目23番地31　エバーグリーン202号室
債務者　冨田　ロレータ　イラガンこと　ＴＯＭＩＴＡ　ＬＯＲＥＴＡ　ＩＬＡＧＡＮ
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
茨城県取手市青柳379番地２　コーポウィスタリアＢ101、前住所茨城県取手市寺田1562番地６
債務者　藤平　杏里
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
茨城県守谷市野木崎611番地の３
債務者　染谷　良平
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
群馬県桐生市相生町５丁目402番地の43
債務者　赤坂　惠子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２２９号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地48、前住所新潟市江南区亀田向陽１丁目１番46号
債務者　田端　昭子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６６号
石川県白山市みずほ４丁目５番地６
債務者　桑原　正和
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５５号
福井市大宮６丁目11番10号　ヴィラＮ・Ｎ106号、申立時の住所福井市新田塚２丁目124番９号
債務者　西　　俊之
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
福井市高木中央１丁目1013番地４
債務者　梅村　幹夫
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４２号
福井県敦賀市中央町２丁目７番15―505号　タモックス中央
債務者　栗山　和典
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第５６号
長野県小諸市大字八満69番地２　コーポ八満Ａ棟101号
債務者　福島　静江（旧姓土谷）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４６号
長野県飯田市中村2198番地２
債務者　熊谷　　修
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第４８号
長野県飯田市松尾常盤台107番地３（市営住宅Ｊ―105号）
債務者　中塚　勝彦
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第３４号
岐阜県美濃加茂市深田町３丁目11番24号、前住所岐阜県美濃加茂市西町４丁目249番地２
債務者　エブエンガ・ナティフィル・アキノこと　ＥＢＵＥＮＧＡ　ＮＡＴＹＦＥＬ　ＡＱＵＩＮＯ
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第３５号
岐阜県美濃加茂市深田町３丁目11番24号、前住所岐阜県美濃加茂市西町４丁目249番地２
債務者　エブエンガ・デニス・ドマナイスこと　ＥＢＵＥＮＧＡ　ＤＥＮＮＩＳ　ＤＯＭＡＮＡＩＳ
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部